

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>府民文化部 文化・スポーツ室 文化課</p>	<p>1 府が発注した工事請負契約における工事完了に伴う検査（履行確認）について、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。 下記、2件の工事の完了に伴う検査（履行確認）について、文化課の職員名において検査調書が作成されていたが、実際は当該施設を管理運営する指定管理者の現地スタッフに確認させたのみで、本来検査を行うべき工事請負契約の発注者である府（文化課）として、検査（履行確認）行為を行っていなかった。</p> <p>(1) 工事名称 江之子島文化芸術創造センター室内機3台室外機3台修理作業 ア 工事場所 大阪市西区江之子島二丁目1番34号 イ 契約期間 令和元年5月28日から同年6月30日まで ウ 契約金額 2,149,200円 エ 文化課職員が作成していた検査調書（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="602 911 1635 1163"> <tr> <td>完了日</td> <td>令和元年5月30日（報告書受理日：令和元年6月14日）</td> </tr> <tr> <td>検査年月日</td> <td>令和元年6月17日</td> </tr> <tr> <td>検査内容</td> <td>契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について現場確認を行い、契約目的の達成及び品質が確保され、設置された室内機・室外機について良好な状態で使用できていることを確認した。</td> </tr> </table> <p>※ 文化課職員は、現場確認を行っていないにもかかわらず、「現場確認を行った。」と記載していた。</p> <p>(2) 工事名称 大阪府立江之子島文化芸術創造センター1階渡り廊下廻り漏水補修工事 ア 工事場所 大阪市西区江之子島二丁目1番34号 イ 契約期間 令和元年9月3日から同月26日まで ウ 契約金額 604,800円 エ 文化課職員が作成していた検査調書（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="602 1528 1635 1780"> <tr> <td>完了日</td> <td>令和元年9月26日（報告書受理日：令和元年9月26日）</td> </tr> <tr> <td>検査年月日</td> <td>令和元年9月26日</td> </tr> <tr> <td>検査内容</td> <td>契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について現場確認を行った。 また、作業完了報告書に基づき、契約内容どおりの目的が達成され、その履行が完了していることを確認した。</td> </tr> </table> <p>※ 文化課職員は、現場確認を行っていないにもかかわらず、「現場確認を行った。」</p>	完了日	令和元年5月30日（報告書受理日：令和元年6月14日）	検査年月日	令和元年6月17日	検査内容	契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について現場確認を行い、契約目的の達成及び品質が確保され、設置された室内機・室外機について良好な状態で使用できていることを確認した。	完了日	令和元年9月26日（報告書受理日：令和元年9月26日）	検査年月日	令和元年9月26日	検査内容	契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について現場確認を行った。 また、作業完了報告書に基づき、契約内容どおりの目的が達成され、その履行が完了していることを確認した。	<p>1 検出事項について、契約の履行確認や検査のルールを十分に理解した上で、所属のチェック体制を強化する等、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 （契約の履行の確保） 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 （監督又は検査の方法） 第167条の15 4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。</p>	<p>1 室内において、契約の履行確認や検査ルールについて、会計事務の手引や会計事務マニュアルを用いて周知徹底した。 今後は、複数人でのチェック体制を徹底するなど、適正な事務処理を行う。</p> <p>2 検出事項について、原因は契約書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことである。 再発防止に向け、工事請負契約に係る適正な手続について、室内に周知徹底を行った。 今後は、契約書（仕様書）に定める提出書類の確認を徹底するなど、適正な事務処理を行う。</p>
完了日	令和元年5月30日（報告書受理日：令和元年6月14日）														
検査年月日	令和元年6月17日														
検査内容	契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について現場確認を行い、契約目的の達成及び品質が確保され、設置された室内機・室外機について良好な状態で使用できていることを確認した。														
完了日	令和元年9月26日（報告書受理日：令和元年9月26日）														
検査年月日	令和元年9月26日														
検査内容	契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について現場確認を行った。 また、作業完了報告書に基づき、契約内容どおりの目的が達成され、その履行が完了していることを確認した。														

	<p>と記載していた。</p> <p>2 工事請負契約について、契約書で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。</p> <p>江之子島文化芸術創造センター室内機 3 台室外機 3 台修理作業 (2,149,200 円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場代理人届 ・ 主任技術者届 ・ 専門技術者届 	<p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。 5 前項の規定は、令第167条の15第4項の規定に基づき検査をした府の職員以外の者について準用する。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p> <p>【会計事務の手引】 第5章 契約 第6節 契約の履行確認 1 履行確認の必要性 3 検査 検査とは、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを確認するものです。検査によって契約の履行を確認し、府の債務が確定するので、すべての契約について行わねばなりません。</p> <p>2 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	
--	---	--	--